

### 3. 景観形成基準（案）

景観形成基準は、以下の項目ごとに設けられています。それぞれの項目ごとに、良好な景観形成のための基準を定めます。

※●：一般基準と同様の基準／・：三雲地域の基準と同様の基準 ☆：石部地域の景観を考慮し、追加・修正を検討している基準

※工場については、届出の対象とする規模は、一般地区の規定と同様とするとともに、一般地区共通基準及び、一般地区市街地ゾーンの基準、「石部地域旧東海道沿道の景観づくりの方針」への配慮を求めます。

#### 1 建築物（建築物に付随する門およびへいを除く。）の新築、増築または改築

	一般		重点地区／石部地域		
	共通：一般地区共通／山：山地・丘陵地ゾーン／田：田園景観ゾーン／市：市街地観ゾーン	三雲地域	戸建て住宅	集合住宅	店舗（店舗併用住宅を含む）
1 敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則として、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。―<b>共通</b></li> <li>●原則として、道路に威圧感および圧迫感を与えないよう、特に道路から後退することとします。―<b>共通</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の建築物の配置状況に配慮し、整然とした街並みの形成に努めることとします。</li> </ul> <p>・隣接した建築物の状況などを考慮し、場合によっては壁面線の統一を求めません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則として、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。</li> <li>●原則として、道路に威圧感および圧迫感を与えないよう、特に道路から後退することとします。</li> </ul> <p>・敷地際からの後退については、「原則として」を削除すると、より厳しくなり、運用の幅が限られてしまうと考えられるため、「原則として」を削除しません。<b>要相談</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めることとします。</li> </ul> <p>・隣接した建築物の状況などを考慮し、場合によっては壁面線の統一を求めません。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●旧東海道に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門または塀等を設置するなど、街並みの連続性に配慮することとします。ただし、周辺の家屋が旧東海道と敷地との境界から壁面を後退させているなど、街並みの連続性が感じられない場合は、隣地との境界部に植樹するなど潤いのある街並みの創出に配慮することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆旧東海道に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門または塀等の設置や、植栽や舗装の工夫により、潤いのある街並みの創出に配慮することとします。</li> </ul> <p>・旧東海道に面して、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、その舗装を工夫するなど、潤いのある街並みの創出に配慮します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆旧東海道に面した駐車場等の開放された空地には、周囲の景観と調和した門または塀等の設置や、植栽や舗装の工夫により、潤いのある街並みの創出に配慮することとします。</li> </ul> <p>・「原則として」を削除する場合、必ず「旧東海道に面した空地」が生じると考えられるため、旧宅・店舗とは表現を若干変えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆旧東海道に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門または塀等の設置や、植栽や舗装の工夫により、潤いのある街並みの創出に配慮することとします。</li> </ul> <p>・旧東海道に面して、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、その舗装を工夫するなど、潤いのある街並みの創出に配慮します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置することとします。―<b>共通</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣り合いよく配置することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置することとします。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に活かせるよう配慮することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●旧東海道から望見できる箇所に樹姿または樹勢が優れた樹木がある場合は、この樹木を修景に活かせるよう配慮することとします。</li> </ul> <p>旧東海道から望見できる範囲については、特に景観への配慮を求めるものとします。</p>		
2 形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。―<b>共通</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>☆旧東海道に面する建物の高さは<b>原則として</b>2階建て以下とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆旧東海道に面する建物の高さは<b>原則として</b>4階建て以下とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆旧東海道に面する建物の高さは<b>原則として</b>3階建て以下とします。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の形態の屋根をもった地区にあっては、これらの屋根の形態との調和を図るため、また、周辺に山稜または鎮守の森などの樹林地がある地区にあっては、山稜または樹木の形態と調和を図るため、<b>原則として</b>、勾配のある屋根を設けることとします。―<b>山・田</b></li> <li>●周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の形態の屋根をもった地区にあってはこれらの屋根の形態との調和を図るため、<b>原則として</b>、勾配のある屋根を設けることとします。―<b>市</b></li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>☆周辺の和風の街並みとの調和を図るため、<b>原則として</b>、勾配のある屋根を設けるとともに、屋根の勾配や向きを周辺の建築物と合わせるなど、連続した街並みを乱さないよう努めることとします。</li> <li>☆屋根の形態は、周辺の入母屋や切妻等の形態の屋根の建築物が多い和風の街並みとの調和に配慮し、連続した街並みを乱さないよう努めることとします。</li> </ul> <p>・周辺の建築物の多くが、「入母屋や切妻等の形態の屋根の建築物」で、「和風の街並み」であることを前提とした文言としています。</p> <p>・周辺の建築物の状況によっては、全体的な調和を前提に、片流れや陸屋根も立地可能です。</p> <p>・具体的な配慮の方向性の案「勾配屋根とし、屋根の勾配や向きを周辺の建築物と合わせる」等については、ガイドラインに記載します。</p> <p>・屋根の形態について、「原則として勾配のある屋根」の記載を削除し、施主・事業者自らの配慮を求めています。</p> <p>「原則として勾配のある屋根を設ける」の記載を削除することで、基準が緩くなっています。<b>要相談</b></p> <p>・「原則として」を削除し、基準を「周辺の和風の街並みとの調和を図るため、勾配のある屋根を設けるとともに、屋根の勾配や向きを周辺の建築物と合わせるなど、連続した街並みを乱さないよう努めることとします。」とする場合は、より厳しい基準となります。<b>要相談</b></p>	

・ピンクの文字は「原則として」及び「やむを得ず」  
 ・黄緑色の文字は建築法での一般性を踏まえた修正箇所  
 ・赤文字は基準検討の際の考え方  
 ・青文字は懇談会でのご意見を踏まえ、基準検討の際の考え方に関する追記  
 ※「原則として」を削除する場合、基準のゆらぎがなくなり、より厳しくなる基準が多いです。自主的な工夫を促すために、ゆらぎの大きな基準に見直す場合、事業者への影響力が弱くなる可能性があります。また、基準全体での強弱がわかりにくくなります。（これまでは「原則として」を特に重要視して運用）

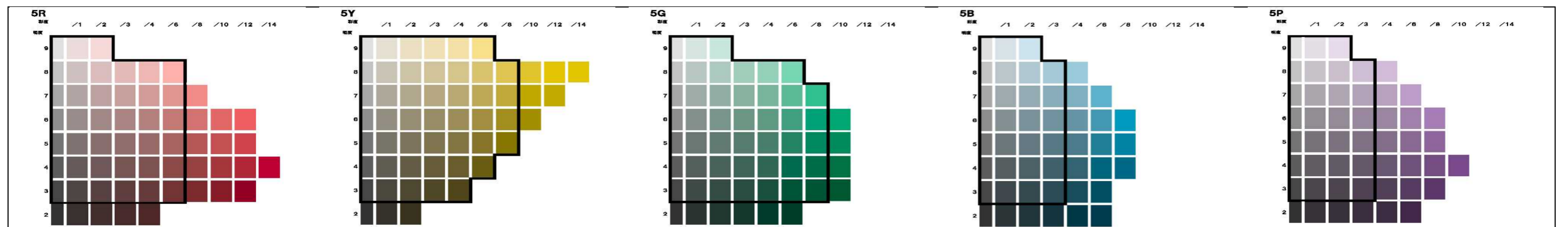
	<b>一般</b> <small>共通</small> ：一般地区共通 / <small>山</small> ：山地・丘陵地ゾーン / <small>田</small> ：田園景観ゾーン / <small>市</small> ：市街地観ゾーン	<b>三雲地域</b>	<b>重点地区／石部地域</b>		
			<b>戸建て住宅</b>	<b>集合住宅</b>	<b>店舗（店舗併用住宅を含む）</b>
<b>2</b> <b>形態</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根は<b>原則として</b>適度な軒の出を有することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根は<b>原則として</b>適度な軒の出を有することとします。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>前述の「屋根の形態に関する基準」を、「和風の街並みとの調和に配慮」、「連続した街並みを乱さないよう努める」としたことから、「適度な軒の出」に関する記載を削除し、施主・事業者自らの配慮を求めています。</li> <li>「適度な軒の出」の記載を削除することで、基準が緩くなっています。<b>要相談</b></li> <li>勾配屋根に対し、「適度な軒の出」を求めることについては、ガイドラインに記載します。</li> <li>「勾配屋根は適度な軒の出を有することとします。」とする場合は、より厳しい基準となります。<b>要相談</b></li> </ul> </div>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>旧東海道に面する1、2階の外壁には、適度な軒の出を有する軒庇を設けるなど和風の街並みに配慮することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧東海道に面する1、2階の外壁には、適度な軒の出を有する軒庇を設けるなど和風の街並みに配慮することとします。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、道路から後退することを求めているため、軒庇の設置は求めません。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧東海道に面する1、2階の外壁には、適度な軒の出を有する軒庇を設けるなど和風の街並みに配慮することとします。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>旧東海道に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より<b>原則として</b>90cm以上後退するなど2階建てが多い街並みとの調和に配慮することとします。ただし、旧東海道に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、旧東海道に沿って門または塀等を設置することにより街並みに配慮された場合は、この限りではありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧東海道に面する建物で、<b>やむを得ず</b>3階建て以上にする場合は、旧東海道に面する3階の外壁面を、1階の外壁面より<b>原則として</b>90cm以上後退するなど2階建てが多い街並みとの調和に配慮することとします。ただし、旧東海道に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、旧東海道に沿って門または塀等を設置することや、植栽を行うことにより街並みに配慮された場合は、この限りではありません。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>高さの基準を設けていることから（形態の2項目目）、「やむを得ず」を削除しました。</li> <li>「90cm以上後退するなど」としていることから、「原則として」を削除しています。</li> <li><b>要相談</b></li> <li>基準のみでも配慮の方向性が具体的にわかるように数値基準化しているため、後退させることを求めつつ、数値基準は削除しないことを提案します。</li> <li>「やむを得ず」「原則として」「数値基準」を削除して、「旧東海道に面する建物で、3階建て以上にする場合は、旧東海道に面する3階の外壁面を、1階の外壁面より後退するなど2階建てが多い街並みとの調和に配慮することとします。ただし、旧東海道に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、旧東海道に沿って門または塀等を設置することや、植栽を行うことにより街並みに配慮された場合は、この限りではありません。」とする場合は、基準が緩くなります。</li> <li><b>要相談</b></li> <li>数値基準を削除する場合は、ガイドラインに記載します。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧東海道に面する建物で、<b>やむを得ず</b>3階建て以上にする場合は、旧東海道に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、旧東海道に沿って門または塀等を設置することや、植栽を行うことにより街並みに配慮された場合は、この限りではありません。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>高さの基準を設けていることから（形態の2項目目）、「やむを得ず」を削除しました。</li> <li>東海道からの後退については、『敷地内における位置』で基準を定めているため、より大きな建物（4階建てを越えるもの）について、配慮を求めています。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧東海道に面する建物で、<b>やむを得ず</b>4階建て以上にする場合は、旧東海道に面する3階の外壁面を、1階の外壁面より<b>原則として</b>90cm以上後退するなど2階建てが多い街並みとの調和に配慮することとします。ただし、旧東海道に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、旧東海道に沿って門または塀等を設置することや、植栽を行うことにより街並みに配慮された場合は、この限りではありません。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>高さの基準を設けていることから（形態の2項目目）、「やむを得ず」を削除しました。</li> <li>90cm以上の後退については、「など」があることから、「原則として」を削除しています。</li> <li><b>要相談</b></li> <li>基準のみでも配慮の方向性が具体的にわかるように数値基準化しているため、後退させることを求めつつ、数値基準は削除しないことを提案します。</li> <li>「やむを得ず」「原則として」「数値基準」を削除して、「旧東海道に面する建物で、3階建て以上にする場合は、旧東海道に面する3階の外壁面を、1階の外壁面より後退するなど2階建てが多い街並みとの調和に配慮することとします。ただし、旧東海道に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、旧東海道に沿って門または塀等を設置することや、植栽を行うことにより街並みに配慮された場合は、この限りではありません。」とする場合は、基準が緩くなります。</li> <li><b>要相談</b></li> <li>数値基準を削除する場合は、ガイドラインに記載します。</li> </ul> </div>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を講じることとします。—<b>共通</b></li> <li>●屋上工作物は、建築物本体の形態と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、できるだけすっきりとした形態とします。—<b>共通</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を講じることとします。</li> <li>●屋上工作物は、建築物本体の形態と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、できるだけすっきりとした形態とします。</li> </ul>		

	一般		重点地区／石部地域									
	共通：一般地区共通／  ：山地・丘陵地ゾーン／  ：田園景観ゾーン／  ：市街地観ゾーン		三雲地域	戸建て住宅	集合住宅	店舗（店舗併用住宅を含む）						
2 形態		<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を屋根の上に設置する場合は、旧東海道から望見できる場所には設置しないよう努めることとします。<b>やむを得ず</b>、旧東海道から望見できる場所に設置する場合は、和風の街並みとの調和に配慮することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を屋根の上に設置する場合は、旧東海道から望見できる場所には設置しないよう努めることとします。<b>やむを得ず</b>、旧東海道から望見できる場所に設置する場合は、和風の街並みとの調和に配慮することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を屋根の上に設置する場合は、旧東海道から望見できる場所には設置しないよう努めることとします。<b>やむを得ず</b>、旧東海道から望見できる場所に設置する場合は、屋根や壁面と一体的な形態とするなど、和風の街並みとの調和に配慮することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を屋根の上に設置する場合は、旧東海道から望見できる場所には設置しないよう努めることとします。<b>やむを得ず</b>、旧東海道から望見できる場所に設置する場合は、屋根や壁面と一体的な形態とするなど、和風の街並みとの調和に配慮することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設等を設置する場合の和風の街並みとの調和を図るための具体的な配慮の例を記載しています。</li> <li>懇談会でのご指摘を踏まえ、「望見できる場所には設置しないよう努める」基準を削除しました。</li> <li>「旧東海道から望見できる場所には設置しないよう努めること」については、ガイドラインに記載します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を勾配屋根に設置する場合は、太陽光パネルが当該屋根の外縁部より外側にはみ出さないものとし、屋根に密着させることとします。また、陸屋根に別途設置する場合は、太陽光パネルの最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退させることとします。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な場合を想定して、より具体的に基準を設けています。</li> </ul>				
3 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とします。<b>共通</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合にはこれを模したものとすることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の外観は、<b>原則として</b>石部宿の歴史・伝統を感じさせる和風の街並みに配慮した意匠とすることとします。</li> <li>外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とします。</li> <li>近隣に地域の景観を特徴づける伝統的な様式の建築物や、石部宿の歴史・伝統を感じさせる景観資源がある場合は、これらの様式や意匠を継承した意匠とし、これにより難しい場合にはこれらを模した意匠とすることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「伝統的な様式」にこだわりすぎることなく、建築物全体としてのまとまり、バランスの良さを求めます。</li> <li>「原則として」を削除することで、より「和風の街並みに配慮した意匠」を求める印象となっています。<b>要相談</b></li> <li>「原則として」を削除することにより、「石部宿の歴史・伝統を感じさせる和風の街並みに配慮した意匠とすること」が前提となるため、「近隣に地域の景観を特徴づける伝統的な様式の建築物や、石部宿の歴史・伝統を感じさせる景観資源がある場合」の基準を削除します。</li> <li>「近隣の景観資源等の様式や意匠を継承した意匠」とすることや、「これにより難しい場合にはこれらを模した意匠とすること」については、ガイドラインに記載します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「伝統的な様式」にこだわりすぎることなく、建築物全体としてのまとまり、バランスの良さを求めます。</li> <li>「原則として」を削除することで、より「和風の街並みに配慮した意匠」を求める印象となっています。<b>要相談</b></li> <li>「原則として」を削除することにより、「石部宿の歴史・伝統を感じさせる和風の街並みに配慮した意匠とすること」が前提となるため、「近隣に地域の景観を特徴づける伝統的な様式の建築物や、石部宿の歴史・伝統を感じさせる景観資源がある場合」の基準を削除します。</li> <li>「近隣の景観資源等の様式や意匠を継承した意匠」とすることや、「これにより難しい場合にはこれらを模した意匠とすること」については、ガイドラインに記載します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「伝統的な様式」にこだわりすぎることなく、建築物全体としてのまとまり、バランスの良さを求めます。</li> <li>「原則として」を削除することで、より「和風の街並みに配慮した意匠」を求める印象となっています。<b>要相談</b></li> <li>「原則として」を削除することにより、「石部宿の歴史・伝統を感じさせる和風の街並みに配慮した意匠とすること」が前提となるため、「近隣に地域の景観を特徴づける伝統的な様式の建築物や、石部宿の歴史・伝統を感じさせる景観資源がある場合」の基準を削除します。</li> <li>「近隣の景観資源等の様式や意匠を継承した意匠」とすることや、「これにより難しい場合にはこれらを模した意匠とすること」については、ガイドラインに記載します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めることとします。<b>共通</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、圧迫感・威圧感のある意匠、大規模な壁面は生じないと考えられるため、基準を設けていません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平滑な大壁面が生じないよう、陰影に配慮することとします。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めることとします。<b>共通</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、圧迫感・威圧感のある意匠、大規模な壁面は生じないと考えられるため、基準を設けていません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平滑な大壁面が生じないよう、陰影に配慮することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「伝統的な様式」にこだわりすぎることなく、建築物全体としてのまとまり、バランスの良さを求めます。</li> <li>「原則として」を削除することで、より「和風の街並みに配慮した意匠」を求める印象となっています。<b>要相談</b></li> <li>「原則として」を削除することにより、「石部宿の歴史・伝統を感じさせる和風の街並みに配慮した意匠とすること」が前提となるため、「近隣に地域の景観を特徴づける伝統的な様式の建築物や、石部宿の歴史・伝統を感じさせる景観資源がある場合」の基準を削除します。</li> <li>「近隣の景観資源等の様式や意匠を継承した意匠」とすることや、「これにより難しい場合にはこれらを模した意匠とすること」については、ガイドラインに記載します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めることとします。<b>共通</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、圧迫感・威圧感のある意匠、大規模な壁面は生じないと考えられるため、基準を設けていません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平滑な大壁面が生じないよう、陰影に配慮することとします。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を壁面に設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光パネルがはみ出ないように努めるとともに、外壁材の意匠や周辺環境と調和したまとまりのある意匠となるよう、配慮することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を壁面に設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光パネルがはみ出ないように努めるとともに、外壁材の意匠や周辺環境と調和したまとまりのある意匠となるよう、配慮することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を壁面に設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光パネルがはみ出ないように努めるとともに、外壁材の意匠や周辺環境と調和したまとまりのある意匠となるよう、配慮することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態の基準と併せて、様々な場合を想定して、より具体的に基準を設けています。</li> </ul>					

	一般	三雲地域	重点地区／石部地域																																																												
	共通：一般地区共通／山：山地・丘陵地ゾーン／ 田：田園景観ゾーン／市：市街地観ゾーン		戸建て住宅	集合住宅	店舗（店舗併用住宅を含む）																																																										
4 色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>● けばけばしい色彩とせず、周辺景観との調和を図ることとします。—共通</li> <li>● 外観および屋根の基調色は、次のとおりとします。—共通</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">色相</th> <th colspan="2">山地丘陵地ゾーン</th> </tr> <tr> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <th>上限値</th> <th>下限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10G</td> <td>3以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>0.1BG～10RP</td> <td>3以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>3以上</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">色相</th> <th colspan="2">田園ゾーン・市街地ゾーン</th> </tr> <tr> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <th>上限値</th> <th>下限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10G</td> <td>6以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>0.1BG～10RP</td> <td>3以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>3以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩については、マンセル表色系（JIS Z 8721） ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮することとします。—共通</li> <li>● 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合には、周辺の色調および規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮することとします。—共通</li> <li>● 屋上工作物の色彩は、建築物本体および周辺景観との調和が図れるものとし、 —共通</li> </ul>	色相	山地丘陵地ゾーン		彩度	明度	上限値	下限値	0.1R～10G	3以下	3以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	無彩色	—	3以上	色相	田園ゾーン・市街地ゾーン		彩度	明度	上限値	下限値	0.1R～10G	6以下	3以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	無彩色	—	3以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● けばけばしい色彩とせず、無彩色または茶系色等の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ることとします。</li> <li>● 外観および屋根の基調色は、次の通りとします。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <th>上限値</th> <th>下限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10G</td> <td>6以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>0.1BG～10RP</td> <td>3以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>3以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩については、マンセル表色系（JIS Z 8721） ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮することとします。</li> <li>● 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮することとします。</li> </ul>	色相	彩度	明度	上限値	下限値	0.1R～10G	6以下	3以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	無彩色	—	3以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● けばけばしい色彩とせず、周辺景観との調和を図ることとします。</li> <li>● 外観および屋根の基調色は、次のとおりとします。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <th>上限値</th> <th>下限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10G</td> <td>6以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>0.1BG～10RP</td> <td>3以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>3以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩については、マンセル表色系（JIS Z 8721） ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮することとします。</li> <li>● 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合には、周辺の色調および規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮することとします。</li> <li>● 屋上工作物の色彩は、建築物本体および周辺景観との調和が図れるものとし、 ☆太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）のパネルは、黒又は濃紺若しくは彩度2以下で低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとし、ただし、パネルが設置される屋根や壁面と調和すると認められる場合は、この限りではありません。 ☆太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とします。 ☆太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、パネルおよび周辺景観と調和した色彩となるよう配慮することとします。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「無彩色または茶系色等の色彩」にこだわりすぎることなく、周辺景観との調和を重視します。</li> <li>・太陽光発電施設等についても具体的に配慮を求めます。</li> </ul> </div>	色相	彩度	明度	上限値	下限値	0.1R～10G	6以下	3以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	無彩色	—	3以上
	色相		山地丘陵地ゾーン																																																												
彩度			明度																																																												
上限値		下限値																																																													
0.1R～10G	3以下	3以上																																																													
0.1BG～10RP	3以下	3以上																																																													
無彩色	—	3以上																																																													
色相	田園ゾーン・市街地ゾーン																																																														
	彩度	明度																																																													
	上限値	下限値																																																													
0.1R～10G	6以下	3以上																																																													
0.1BG～10RP	3以下	3以上																																																													
無彩色	—	3以上																																																													
色相	彩度	明度																																																													
	上限値	下限値																																																													
	0.1R～10G	6以下	3以上																																																												
0.1BG～10RP	3以下	3以上																																																													
無彩色	—	3以上																																																													
色相	彩度	明度																																																													
	上限値	下限値																																																													
	0.1R～10G	6以下	3以上																																																												
0.1BG～10RP	3以下	3以上																																																													
無彩色	—	3以上																																																													

参考：JIS 標準色票 光沢版 【第8版（JIS Z 8721 準拠）】日本規格協会 JIS 色票委員会 監修／発行：（財）日本規格協会／製作：（財）日本色彩研究所

色彩の数は無限ともいえますが、ここでは参考として JIS（日本工業規格）に定められた基本色相（マンセルの主要10色相）における等色相面\*を用いて、建築物等の外観及び屋根の基調色として使用可能な色の範囲を示しています。黒枠内が使用可能範囲です。下図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票により確認してください。※ 等色相面：ある色相について、明度と、彩度の度合いを並べたもの。



	一般 共通：一般地区共通／山：山地・丘陵地ゾーン／ 田：田園景観ゾーン／市：市街地観ゾーン	三雲地域	重点地区／石部地域		
			戸建て住宅	集合住宅	店舗（店舗併用住宅を含む）
5) 素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観になじみ、かつ、長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性および耐候性に優れた素材を使用することとします。―<b>共通</b>―</li> <li>●のどかな自然地または集落地にあっては、不調和かつ浮出した印象にならないよう、冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けることとします。―<b>山</b>・<b>田</b>―</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観に馴染み、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用することとします。</li> <li>●冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けることとします。</li> <li>●周辺の建築物に用いられている素材もしくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観になじみ、かつ、長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性および耐候性に優れた素材を使用することとします。</li> <li>●冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けることとします。☆近隣に地域の景観を特徴づける伝統的な様式の建築物がある場合は、これらの建築物に用いられている素材もしくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮することとします。</li> </ul> <p>・周辺景観になじみやすい伝統的な素材の使用を促します。</p>		
6) 敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>原則として</b>、建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこととします。―<b>共通</b>―</li> <li>●<b>原則として</b>、建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮することとします。―<b>共通</b>―</li> <li>●道路側に高木などによる一団の緑化スペースや居住者の花壇・ガーデニングスペースを確保するなどの緑化措置に配慮することとします。―<b>共通</b>―</li> <li>●植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。―<b>共通</b>―</li> <li>●緑豊かな景観とするため、<b>原則として</b>、敷地の20パーセント以上の敷地を緑化することとします。（ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内は除く。また都市計画法第12条4号第1項に規定する地区計画において別途緑化率が定められた場合はこの限りでない。）―<b>山</b>・<b>田</b>―</li> <li>●敷地のうち、道路に面する部分の緑化に努めることとします。―<b>市</b>―</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じることとします。</li> <li>●大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が1.0ヘクタール以上であるものについては、<b>原則として</b>、それらの敷地の20パーセント以上の敷地を緑化することとします。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にはありません。</li> <li>●建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこととします。</li> <li>●大規模建築物にあっては周囲に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮することとします。</li> <li>●植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が図られる樹種とすることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>原則として</b>、建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこととします。</li> <li>●敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じることとします。</li> </ul> <p>☆特に旧東海道をはじめ、道路に面した部分の緑化に努めることとします。</p> <p>☆前面に駐車場を設ける場合は、旧東海道の雰囲気と調和する生け垣（樹木）を設けるなど、自らの創意工夫による景観への配慮が感じられるように設けることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。</li> </ul> <p>・旧東海道の沿道について、特に配慮を求めます。また、自発的な創意工夫を促します。</p> <p>・「原則として」を削除することで、より「樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽」を求める印象となっています。<b>要相談</b></p>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>原則として</b>、圧迫感・威圧感のある建物は生じないと考えられるため、基準を設けていません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>原則として</b>、建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮することとします。</li> </ul> <p>・「原則として」を削除することで、より厳しくなっています。<b>要相談</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>原則として</b>、圧迫感・威圧感のある建物は生じないと考えられるため、基準を設けていません。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路側に高木などによる一団の緑化スペースや居住者の花壇・ガーデニングスペースを確保するなどの緑化措置に配慮することとします。</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が1.0ヘクタール以上であるものについては、緑豊かな景観とするため、<b>原則として</b>、敷地の20パーセント以上の敷地を緑化することとします。（ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内は除く）</li> <li>●大規模建築物にあっては周囲に与える威圧感、圧迫感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮することとします。</li> </ul> <p>・対象が大規模建築物等であることから、「原則として」を含めて一般基準とあわせています。</p>		
7) 樹木等の保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこととします。<b>やむを得ず</b>樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめることとします。―<b>共通</b>―</li> <li>●樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。―<b>共通</b>―</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこととします。<b>やむを得ず</b>樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめることとします。</li> <li>●樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこととします。<b>やむを得ず</b>樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめることとします。</li> <li>●樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。</li> </ul> <p>・「やむを得ず・・・」を含めて一般基準とあわせています。</p> <p>・「やむを得ず・・・」を削除する場合、「できるだけ」の範囲が「必要最小限にとどめる」ことであることを、ガイドラインに記載します。</p>		

2 垣、さく、へい（建築物に付随するものを含む）その他これらに類するもの新設、増築または改築

	一般 共通：一般地区共通 / 山：山地・丘陵地ゾーン / 田：田園景観ゾーン / 市：市街地観ゾーン	三雲地域	重点地区／石部地域																													
			戸建て住宅	集合住宅	店舗（店舗併用住宅を含む）																											
(1) 垣、柵、塀（建築物に付随するものを含む）その他これらに類するもの新設、増築または改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観および敷地の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とします。 —共通</li> <li>●建築物の敷地にあつては、できるだけ樹木（生垣）木材、石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合には、これを模した仕上げとなる意匠とします。 —共通</li> <li>●できるだけ落ち着いた色彩で、周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとします。 —共通</li> <li>●地域の景観を特徴づける石垣等の構造物が残されている地域では、その様式、材料等を継承し、地域的な景観の創出に努めることとします。 —共通</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすることとします。</li> <li>●特に、旧東海道に面して垣、さく、へいを設ける場合は、歴史街道の雰囲気と調和する生け垣（樹木）や板塀、土塀、自然石積みなどを基本とし、これにより難しい場合は、これらを模したものとすることとします。この場合、できる限り本物に似せることとし、経年変化によつて本物が醸し出す風合い・味わいと、模したものに景観上の大きな差が生じないようにすることとします。</li> <li>●けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和を図ることとします。</li> <li>●基調色は次の通りとします。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <th>上限値</th> <th>下限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10G</td> <td>6以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>0.1BG～10RP</td> <td>3以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>3以上</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	上限値	下限値	0.1R～10G	6以下	3以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	無彩色	—	3以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観および敷地の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とします。</li> <li>●建築物の敷地にあつては、できるだけ樹木（生垣）木材、石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合には、これを模した仕上げとなる意匠とします。</li> <li>●特に、旧東海道に面して垣、さく、へいを設ける場合は、歴史街道の雰囲気と調和する生け垣（樹木）や板塀、土塀、自然石積みなどを基本とし、これにより難しい場合は、これらを模したものとすることとします。この場合、できる限り本物に似せることとし、経年変化によって本物が醸し出す風合い・味わいと、模したものに景観上の大きな差が生じないようにすることとします。</li> <li>●地域の景観を特徴づける石垣等の構造物が残されている地域では、その様式、材料等を継承し、地域的な景観の創出に努めることとします。</li> <li>●けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で、周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとします。</li> <li>●基調色は次の通りとします。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <th>上限値</th> <th>下限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10G</td> <td>6以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>0.1BG～10RP</td> <td>3以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>3以上</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	上限値	下限値	0.1R～10G	6以下	3以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	無彩色	—	3以上	※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。
				色相	彩度	明度																										
上限値	下限値																															
0.1R～10G	6以下	3以上																														
0.1BG～10RP	3以下	3以上																														
無彩色	—	3以上																														
色相	彩度	明度																														
	上限値	下限値																														
0.1R～10G	6以下	3以上																														
0.1BG～10RP	3以下	3以上																														
無彩色	—	3以上																														
※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。	※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。																															

・建築物等の色彩基準に配慮して、けばけばしい色彩や基調色の基準を設けています。

### 3 太陽光発電設備の新設、増設または改設（地上）

一般	三雲地域	重点地区／石部地域		
		戸建て住宅	集合住宅	店舗（店舗併用住宅を含む）
<p>共通：一般地区共通／山：山地・丘陵地ゾーン／ 田：田園景観ゾーン／市：市街地観ゾーン</p>	<p>・防犯上必要な措置を最優先しつつ、道路に面する敷地境界からできるだけ後退し、植栽や板塀の設置などにより、旧東海道から太陽光パネルや架台が望見できないように遮蔽措置を講じることとします。</p>	<p>・防犯上必要な措置を最優先しつつ、道路に面する敷地境界からできるだけ後退することとします。</p> <p>・旧東海道から太陽光パネルや架台が望見できないように、植栽や板塀の設置などにより、遮蔽措置を講じることとします。</p> <p>☆できる限りすっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和するよう配慮することとします。</p> <p>☆外部に設ける配管類は、外壁面に露出させないよう配慮することとします。</p> <p>☆露出を抑えることが難しい場合やデザインとしてあえて露出する場合は、壁面と同一の色調化、建物と一体的なデザイン、その他の修景や積極的な緑化などに配慮することとします。</p> <p>☆太陽光発電設備等のパネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとします（パネルの色に対してはマンセル表色系の基準は適用しません。）</p> <p>☆付属設備は、周辺景観と調和した色彩とします。</p> <p>☆建築物の色彩に関する基準に配慮します。</p> <p>☆道路への威圧感や圧迫感を軽減させるため、高さや位置に配慮した積極的な緑化や修景措置を行うこととします。</p> <p>☆特に平面型の太陽光発電設備等を設置する場合は、生垣等の植栽による目隠し措置を講じることとします。</p> <p>☆常緑の中高木をとり入れた緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう、配慮することとします。</p> <p>☆敷地内に生育する樹林や樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できる限り保全するとともに、優れた樹木は積極的に修景に活かすこととします。</p> <p>☆建築行為に支障がある樹木は、移植の適否を判断し、できる限り周辺に移植するとともに、十分な管理と樹勢の回復に努めることとします。</p>		

・建物に付属しない太陽光発電施設等についても具体的に配慮を求めます。  
 ・よりわかりやすくするため、2文に分けています。  
 ・☆の基準は、すべてガイドラインに記載します。

### 4 以下の工作物の新築、増築または改築の景観形成基準

・以下の工作物については、一般地区の景観形成基準によるものとします。

- ⇒ 汚水または廃水処理施設
- ⇒ 送電線鉄塔およびその電線路、電気供給のための電線路もしくは有線電気通信のための線路またはこれらの支持物
- ⇒ 門（建築物に付属するものを含む。）の新設、増築または改築
- ⇒ 擁壁の新設、増築または改築
- ⇒ 煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリートづくりの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔、その他これらに類するもの、高架水槽の増築または改築
- ⇒ 彫像その他これらに類するものの新設、増築または改築
- ⇒ 汚水または廃水処理施設の新設、増築または改築
- ⇒ メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築
- ⇒ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これに類する製造施設
- ⇒ 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設の新設、増築または改築
- ⇒ 送電線鉄塔およびその電線路

### 5 建築物等の移転の景観形成基準

●それぞれ該当する建築物等の敷地内における位置および敷地の緑化措置の基準によるものとします。

### 6 建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替えの景観形成基準

●それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準によるものとします。

### 7 建築物等の外観の色彩の変更の景観形成基準

●それぞれ該当する建築物等の色彩の基準によるものとします。

### 8 開発行為の景観形成基準

・一般地区の景観形成基準によるものとします。